

## 名古屋市上下水道局管理規程第23号

名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

第8条第3項中「及び扶養手当の月額並びにこれら」を「の月額及びこれ」に改め、「（管理職員にあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額）」を削る。

第11条第1項中「に規定する「これらに対する地域手当の月額」及び「これに対する地域手当の月額」並びに同条第4項」を「及び第4項」に改め、同条第3項中「基礎となる給料及び扶養手当並びにこれら」を「基礎となる給料の月額及びこれ」に改め、「（管理職員にあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額）」及び「、管理職員にあつては」を削る。

第11条の2第1号中「支給する時期ごとに」を削り、「10,000分の10,975」を「10,000分の11,775」に改め、同条第2号中「支給する時期ごとに」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。